

以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
 八 出力が五千ワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

別表第二十七項中「又は四」を「又は五」に改め、同表第十八項中「五」を「六」に改め、同表中第二十項を第二十一項とし、同表第十九項中「三又は六」を「四又は八」に改め、同項を同表第二十項とし、同表第十八項の次に次のように加える。

十九 別表 第一第十 四項の三 又は七に 該当する 対象事業	発電区域の位置	新たな発電区域の面積が修正前の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ハクタール未満であること。
---	---------	---

別表第三第十七項中「又は四」を「又は五」に改め、同表第十八項中「五」を「六」に改め、同表中第二十項を第二十一項とし、同表第十九項中「三又は六」を「四又は八」に改め、同項を同表第二十項とし、同表第十八項の次に次のように加える。

十九 別表 第一第十 四項の三 又は七に 該当する 対象事業	発電区域の位置	新たな発電区域の面積が修正前の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ハクタール未満であること。
---	---------	---

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正後の福岡県環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第一第十四項第三号及び第七号に掲げる事業には、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(施行日以降、その内容を変更せず、又は新規則第二十六条第一項に規定する軽微な変更

のみをして実施されるものに限る。)を含まないものとする。

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則及び福岡県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則及び福岡県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「大牟田市の区域においては、南筑後保健福祉環境事務所長」を削る。

(福岡県老人福祉法施行細則の一部改正)

第二条 福岡県老人福祉法施行細則(平成三十年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(大牟田市の区域においては、南筑後保健福祉環境事務所長)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

製菓衛生師法施行細則及び福岡県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

製菓衛生師法施行細則及び福岡県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第一条 製菓衛生師施行細則(昭和四十二年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「~~覚せい剤~~」を「~~覚醒剤~~」に改める。

(福岡県覚せい剤取締法施行細則の一部改正)

第二条 福岡県覚せい剤取締法施行細則(昭和五十五年福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県覚醒剤取締法施行細則

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に改める。

第三条第五号中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に、「覚せい剤(覚せい剤原料)事故届出書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)事故届出書」に改め、同条第六号中「覚せい剤(覚せい剤原料)所有数量報告書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)所有数量報告書」に、「覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)譲渡報告書」に改め、同条第七号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改める。

様式第六号から様式第八号までの様式中 「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め
「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め

る。

様式第九号中「~~覚せい剤施用機関~~」を「~~覚醒剤施用機関~~」に改める。

様式第十号中「~~覚せい剤研究者~~」を「~~覚醒剤研究者~~」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県営林規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十一号

福岡県営林規則の一部を改正する規則

福岡県営林規則(昭和三十九年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(保護及び管理)

第六条 営林の保護及び管理については、知事が別に定めるところにより行うものとする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十二号

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県営住宅条例施行規則(平成九年福岡県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「様式第四号その一(単身入居者にあつてはその二)」を「様式第四号」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

(緊急連絡人の変更の届出)

第五条 入居決定者(入居者を含む。第七条において同じ。)は、緊急連絡人の死亡、県外転出又は辞任の申出その他の事由により緊急連絡人を変更するときは、当該事由発生の日から十四日以内に、県営住宅緊急連絡人変更届(様式第五号)を知事に提出

しなければならない。

第六条 削除

第二十三条の次に次の一条を加える。

(修繕費用の負担)

第二十三条の二 条例第二十一条第一項に規定する知事がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- 一 畳の表替え
 - 二 ふすま又は障子の張替え
 - 三 破損ガラスの取替え等の軽微な修繕
 - 四 給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕
 - 五 風呂釜の洗浄
 - 六 入居者が設置した物品の撤去及び撤去跡の始末
- 2 前項第一号から第四号までに定めるものは、通常の使用によって生じた損耗及び経年変化により必要となった修繕に要する費用を含むものとする。
- 第四十九条中「様式第四号別紙」を「様式第四号」に改める。
- 様式第二号(裏)を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)(裏)

〈入居に当たっての注意事項〉

1 各種申請・届出について

- (1) 入居の承継、新たな同居者の転入等については、福岡県知事の承認が必要です。
- (2) 緊急連絡人の変更、同居者の転出、入居者の出生、名義人の配偶者の転入、県営住宅の15日以上の不使用等の場合には、福岡県知事への届出が必要です。
- (3) 住宅を明渡すときは、退去予定日の2週間前までに住宅管理人又は指定管理者若しくは管理代行者に退去予定日を連絡し、退去時検査を受けた後、明渡届を指定管理者又は管理代行者に提出してください。

2 家賃について

- (1) 家賃は、毎月末日(末日が休日の場合はその翌日)までに納めなければなりません。
- (2) 督促状の指定期限後に納入されるときは、納期限の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、滞納金額の百円未満の端数を切り捨てた額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければなりません。
- (3) 入居者の方には毎年度前年の収入を申告していただき、この結果を基に翌年度の家賃を算定します。収入を申告されないときは、近傍同種の住宅の家賃となります。

3 保管義務について

- (1) 県営住宅の使用に当たっては、必要な注意を払い、住宅を正常な状態において維持してください。
- (2) 以下の費用は、入居者の方の負担となります。
 - ① 畳の表替え、ふすまや障子の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕、給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕
(これらについては、通常の使用によって生じた損耗及び経年変化を含みます。)
 - ② 風呂釜の洗浄、入居者の方が設置した物品の撤去及び撤去跡の始末の費用

4 契約解除

家賃の3月以上滞納、県営住宅又は共同施設の故意によるき損、迷惑行為等があった場合には、契約解除の上、明渡請求をすることがあります。

5 その他

- (1) 入居中は周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (2) 福岡県営住宅条例及びその他の関係法令を遵守してください。
- (3) 詳細については、入居時に配布する「住まいのしおり」を参照してください。

様式第四号その一を次のように改める。

様式第4号(第4条関係)(裏)

〈入居に当たっての注意事項〉

1 各種申請・届出について

- (1) 入居の承継、新たな同居者の転入等については、福岡県知事の承認が必要です。
- (2) 緊急連絡人の変更、同居者の転出、入居者の出生、名義人の配偶者の転入、県営住宅の15日以上の不使用等の場合には、福岡県知事への届出が必要です。
- (3) 住宅を明渡すときは、退去予定日の2週間前までに住宅管理人又は指定管理者若しくは管理代行者に退去予定日を連絡し、退去時検査を受けた後、明渡届を指定管理者又は管理代行者に提出してください。

2 家賃について

- (1) 家賃は、毎月末日(末日が休日の場合はその翌日)までに納めなければなりません。
- (2) 督促状の指定期限後に納入されるときは、納期限の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、滞納金額の百円未満の端数を切り捨てた額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければなりません。
- (3) 入居者の方には毎年度前年の収入を申告していただき、この結果を基に翌年度の家賃を算定します。収入を申告されないときは、近傍同種の住宅の家賃となります。

3 保管義務について

- (1) 県営住宅の使用に当たっては、必要な注意を払い、住宅を正常な状態において維持してください。
- (2) 以下の費用は、入居者の方の負担となります。
 - ① 畳の表替え、ふすまや障子の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕、給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕
(これらについては、通常の使用によって生じた損耗及び経年変化を含みます。)
 - ② 風呂釜の洗浄、入居者の方が設置した物品の撤去及び撤去跡の始末の費用

4 契約解除

家賃の3月以上滞納、県営住宅又は共同施設の故意によるき損、迷惑行為等があった場合には、契約解除の上、明渡請求をすることがあります。

5 その他

- (1) 入居中は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (2) 福岡県営住宅条例及びその他の関係法令を遵守してください。
- (3) 詳細については、入居時に配布する「住まいのしおり」を参照してください。
- (4) 入居(引越し)が完了したら、必ず住民票の異動の手続を行ってください。

〈緊急連絡人への個人情報の情報提供〉

県営住宅の適正な管理のため、次の場合には、福岡県知事が緊急連絡人に対して当該入居者の個人情報を提供します。

- (1) 入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき
- (2) 入居者が家賃を滞納したとき
- (3) 入居者が周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- (4) その他入居者の行為によって県に損害を与えたとき

様式第四号その二及び様式第四号別紙を削る。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第5条関係)

地区	団地	管理	住宅番号	順位

県営住宅緊急連絡人変更届

年 月 日

福岡県知事 殿

下記の理由により緊急連絡人を変更しますので、届け出ます。

団地名	住宅番号
氏名	印 電話番号 ()

緊急連絡人変更日

年 月 日

緊急連絡人変更理由(該当する理由の番号を○で囲み、その他の場合はその理由の概要を記入してください。)

1 緊急連絡人の死亡	2 緊急連絡人の県外転出
3 緊急連絡人の辞任の申出	4 その他

その他の理由の概要

現在の緊急連絡人氏名

氏名	
現住所 〒	-

新緊急連絡人

氏名	カナ氏名	(姓)	(名)	
生年月日	自宅電話	()		
	鍵の預け	有 ・ 無		
入居者との関係	親	子供	兄弟姉妹	
	その他の親族			会社同僚上司
住所 〒	-			
勤務先名称	勤務先電話	()		

※ 連帯保証人の死亡又は辞任等により、緊急連絡人の届けが必要になった場合を含む。

様式第六号を次のように改める。
様式第九号 削除
様式第十一号を次のように改める。

様式第11号(第8条関係)

	地 区	団 地	管 理	住 宅 番 号	順 位													
県 営 住 宅 入 居 承 継 承 認 申 請 書 (兼収入・家賃再認定申請書)																		
福岡県知事 殿					年 月 日													
					フリガナ													
					(新名義人予定者)													
団地名		住宅番号		号	入居承継しようとする同居者氏名 印													
					(電話 - -)													
このたび、私を新名義人として下記の理由により入居承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。																		
なお、承認の上は、福岡県営住宅条例及びこれに基づく指示を堅く守ります。																		
1 入居承継理由(該当する番号に○を付けてください。下記の枠内の①、②又は③を選んだ方は、日付を記入してください。④を選んだ方は、括弧欄に具体的な理由を書いてください。)																		
①現名義人の死亡(年 月 日) ②離婚又は内縁関係の解除(年 月 日) ③現名義人の転出(年 月 日)																		
④その他()																		
2 入居承継をしようとする同居者と現名義人の続柄(該当する番号に○を付けてください。)及び入居(同居承認)年月日																		
現名義人との続柄		①配偶者 ②子供 ③その他の親族 ④その他の関係()			入居(同居承認)年月日	年 月 日												
3 現名義人の入居承継に関する承諾等(現名義人が死亡等の場合は、記入する必要はありません。)																		
県営住宅の入居に関する一切の権利義務を承継することに異議はありません。				現名義人の入居(同居承認)年月日	年 月 日													
年 月 日				現名義人	印													
4 入居承継申請時の同居世帯員等																		
同・別	続柄	氏 名	性別	生 年 月 日			職業又は勤務先(電話番号)	年間所得金額 円	諸 控 除 該 当 欄					裁 量 項 目 欄				
				元 号	年	月 日			特 扶	老 配 老 扶	障	特 障	寡	特 寡	障がい級	種類	級	種類
本 人・同居者	本人		男女															
			男女															
			男女															
			男女															
			男女															
別居扶養(配偶)者			男女															
			男女															
世帯全員		名				合 計												
年間所得合計	同居(扶養)数	その他の控除額	区分変更	→	裁量階層													
(人員-1)× 万	特扶・老配扶・障がい・特障 寡・特寡	(万)(万)(万)(万以下)	収入	区分	人員-1													
円-	円-()	()=A	A/12															

様式第四十一号を次のように改める。

様式第41号(第24条関係)

地区団地管理住宅番号順位届出										明渡区分		
										1		
県営住宅明渡届										年月日届出		
福岡県知事 殿 私は、現在使用している県営住宅を.....のため.....年.....月.....日明け渡し予定です。												
退 去 さ れ る 方 敷 金 の 選 付 入 方 法	団地名				※明渡確定日 (公社記入)				年月日			
	住宅番号				名義人との関係				(1本人 2配偶者 3子供 4その他親族 5緊急連絡人 6その他)			
	届出人				印							
	移転先(借書で詳しく記入してください。)				電話							
											金融機関確認欄	
希望還付方法の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。												
1 現在の家賃の引き落とし口座に振り込んでください。												
2 下記の口座に振り込んでください。(銀行口座確認印が必要です。)→												
1 振込		銀行		支店		預金種別		口座番号				
		銀行記入欄 銀行コード		店舗コード		1 普通 2 当座						
		口座名義人 (カナで記入)										
2 振込以外		福岡銀行 0177		支店		での送金受領を希望します。						
3 県外送金		(県外へ転出される方には小切手での送金となりますので記入不要です。)										
4 委任		別添 委任状のとおり										
下記の事項について該当の有無に○をつけ、有の場合は具体的内容とその措置を記入してください。												
建物及び付帯設備の損傷と付属品の不足		無 ・ 有		<具体的内容・措置>								
家賃の未納の有無及び未納分の納入方法		無 ・ 有		月分から 月分まで 月間		○明渡日までに納めます。 ○敷金から控除してください。						
				退去月の日割分		(月1日～ 日まで)		○明渡日までに納めます。 ○敷金から控除してください。				
設 備 確 認 欄	届出受領年月日		年月日		特記事項							
	建物・付属設備の損傷		無 ・ 有()		地区管理員		印					
	付属品の不足		無 ・ 有()		住宅管理人		印					
	畳・ふすまの張替		完了・未了		者							
浴槽・風呂釜消毒 (自己設置分は撤去)		完了・未了										
公 社 記 入 欄	明渡指定日		年月日		本庁送達		年月日					
	連絡事項											
	還付敷金からの控除額		還付敷金		家賃		合計		担当者印			

注 1 「届出人」が本人以外の場合は、別途委任状が必要です。
 2 上記「金融機関の照合印」は、金融機関の窓口で押印を受けてください。
 3 金融機関印のないものは、通知書による送金となります。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十三号

福岡県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県消費生活条例施行規則（平成十八年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「住民票」の下に「の写し」を加え、同項第二号中「消費者訴訟に要する費用の」を「訴訟費用」に改める。

第二十六条第二項中「、「委員長」とあるのは「部会長」とを削り、「同条第三項中「委員会」とあるのは「部会」との下に「、「委員長」とあるのは「部会長」とを加え、「、「部会長」」を「「部会長」」に改める。

第二十七条第三項中「及び専門委員」を削る。

別表四の項中「の瑕疵」を「が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合（以下「契約不適合」という。）」に、「又は瑕疵」を「又は契約不適合」に、「修補」を「目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をする」に改める。

別表備考第一号中「第四条の四第一項」を「第三十五条の三の十第一項並びに第三十五条の三の十一第一項、第二項及び第三項」に改め、同表備考第二号中「第五十八条第一項」を「第二項、第五十八条第一項並びに第五十八条の十四第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表四の項の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月二十七日

福岡県規則第十四号

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則

福岡県病院事業財務規則（昭和三十九年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「第八条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第六十八条中「第八条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第七十八条の二第一号中「法第二十五条に規定する」を「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）第十七条の二第一項第一号に掲げる」に改める。

第八十一条第一項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改める。

第八十四条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第三百十九号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定（昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和二年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

第五十三号の次に次の一号を加える。

54 福岡県宿泊税徴収取扱費

訓 令

福岡県訓令第四号

農林水産部 農林事務所

福岡県知事 小川 洋

福岡県営林看守人服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県営林看守人服務規程を廃止する訓令

福岡県営林看守人服務規程（昭和三十五年八月福岡県訓令第四十一号）は、廃止する。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

企業局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福岡県企業管理者 家守良明

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程（平成十年福岡県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1
電気事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
電気事業収益				
	営業収益			
		電力料		
		営業雑収益		電力料に該当しない収益で電気事業の収益に伴って通常発生するものをいう。
		受託運転益		
	財務収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
	事業外収益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		消費税還付金		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			事業外固定資産管理収益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		
			賞与引当金戻入益	
			法定福利費引当金戻入益	
			その他の特別利益	

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
	国庫補助金			
	固定資産売却代金			
	他会計借入金			
			一般会計	
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	他会計貸付金元金収入			
	投資償還金			
		投資有価証券償還金		
		その他の投資償還金		
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
電気事業費				
	営業費用			
		水力発電費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。

退職給付費	
法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
厚生福利費	
賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。
消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
修繕費	建物、構築物、機械装置、雑の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。修繕引当金に引き当てた場合は、修繕引当金に整理する。
水利使用料	
補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
賃借料	借地、借家料、道路占用料、水面使用料、路線使用料、電柱敷地料、線下補償料、計器使用料、設備賃借料、雑賃借料等水力発電のために他の者の資産を使用した場合の賃借料をいう。
報償費	報償金、奨励金等
委託費	大規模点検引当金に引き当てた場合は、大規模点検引当金に整理する。
損害保険料	自家保険引当額を含む。
交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
分担金	共有の相手方に支払った分担金をいう。
負担金	
諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
諸税	
減価償却費	普通償却と特別償却とに区分し整理する。
固定資産除却損	
固定資産除却費用	
一般管理費	水力発電費の節に準ずる。
給料手当	
退職給付費	
法定福利費	
厚生福利費	
賃金	
消耗品費	
修繕費	
補償費	
賃借料	
諸費	

		諸税	
		報償費	報償金、奨励金等
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却損	
		固定資産除却費用	
財務費用			
	支払利息		
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
事業外費用			
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	消費税		消費税及び地方消費税をいう。
	雑損失		
		事業外固定資産管理費	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		風力発電調査費	
		その他の雑損失	
特別損失			
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	建設改良費			
		設備費		
			取替増設費	
	企業債償還金			
		償還元金		
			元金	
	他会計借入金償還金			
		償還元金		
			元金	
	出資金			
	他会計貸付金			
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	国庫補助金返納金			
	投資			
		投資有価証券購入		
		その他の投資		
	予備費			

工業用水道事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益		
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		

			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		国庫補助金		
		長期前受金戻入		
		消費税還付金		
		雑収益		
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		
			賞与引当金戻入益	
			法定福利費引当金戻入益	
			その他の特別利益	

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
	国庫補助金			
	固定資産売却代金			
	負担金			
	受託金			
	他会計借入金			
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	他会計貸付金元金収入			
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費				
	営業費用			
		業務費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。(厚生費を含む。)
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等に区分し整理する。(耐用年数1年以内又は10万円未満)

		修繕費	建物、構築物、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。
		補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
		賃借料	
		報償費	報償金、奨励金等
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
		薬品費	
		分担金	
		負担金	
		交付金	
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
		諸税	
		減価償却費	
		固定資産除却費	除却費用、除却損に区分整理する。
	一般管理費		業務費の節に準ずる。
		給料手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	
		修繕費	
		補償費	
		賃借料	
		諸費	
		諸税	
		報償費	報償金、奨励金等
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却費	除却費用、除却損に区分整理する。
	営業外費用		
		支払利息	
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		消費税	消費税及び地方消費税をいう。
		雑支出	
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
	特別損失		当年度の計上収益から除外すべき損失をいう。
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		その他の特別損失	
	予備費		

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	建設改良費			
		大牟田工業用水道建設費		
			貯水工事費	
			建設利息	
		設備費		
			取替増設費	
			施設購入費	
	企業債償還金			
		償還元金		
			元金	
	他会計借入金償還金			
		償還元金		
			元金	
	出資金			
	他会計貸付金			
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	国庫補助金返納金			
	投資			
		投資有価証券購入		
		その他の投資		
	予備費			

工業用地造成事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		雑収益		
			有価証券売却益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		
			賞与引当金戻入益	
			法定福利費引当金戻入益	
			その他の特別利益	

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	工業用地造成事業収入			
		未成土地売却代金		
		未成土地収入		
			土地貸付料	
			受取利息	
			受託工事収入	
			その他の未成土地収入	

企業債			
他会計借入金			
		一般会計	
		電気事業会計	
		工業用水道事業会計	
他会計貸付金元金収入			
投資			
	投資有価証券売却		
雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
造成事業費				
	営業費用			
		土地売却原価		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事費		
		維持管理費		
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した貸金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料の購入費等をいう。
			報償費	報償金、奨励金等
			委託費	
			土地整備費	土地整備工事及び土地整備工事に係る補償費等をいう。
		一般管理費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			貸金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	維持管理費の節に準ずる。
			補償費	
			賃借料	
			報償費	報償金、奨励金等
			委託費	
			損害保険料	
			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
			諸税	
			研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
		資産減耗費	たな卸資産減耗費	
		その他の営業費用		

	営業外費用			
		支払利息		
			企業債利息	
			他会計借入金利息	
			一時借入金利息	
		雑支出		
		不用品売却原価		
		その他の雑支出		
	その他の営業外費用			
	特別損失			
	過年度損益修正損			
	その他の特別損失			
予備費				

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考		
資本的支出						
	造成事業費					
		補償費	土地費			
				買収費		
			補償費			
		造成費				
		附帯費				
		調査費				
		仮設費				
		建設利息				
				企業債利息		
				他会計借入金利息		
				一時借入金利息		
		総係費				
				給料手当		職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
				退職給付費		支払額と引当額とに区分し整理する。
				法定福利費		地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
				厚生福利費		
				賃金		
				消耗品費		什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
				修繕費		建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。
				補償費		
	賃借料					
	報償費				報償金、奨励金等	
	委託費					
	損害保険料					
	動力費					
	交付金			「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。		
	諸費			通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。		

		諸税	
		研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
企業債償還金			
	償還元金		
		元金	
他会計借入金償還金			
	償還元金		
		元金	
出資金			
他会計貸付金			
		電気事業会計	
		工業用水道事業会計	
投資			
	投資有価証券購入		
	その他の投資		
予備費			

別表第2
電気事業勘定科目表
1 収益

款	項	目	節	備考
電気事業収益				
	営業収益			
		電力料		
		営業雑収益		電力料に該当しない収益で電気事業の収益に伴って通常発生するものをいう。
		受託運転益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			事業外固定資産管理収益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		
			賞与引当金戻入益	
			法定福利費引当金戻入益	
			その他の特別利益	

2 費用

款	項	目	節	備考
電気事業費用				
	営業費用			
		水力発電費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。修繕引当金に引き当てた場合は、修繕引当金に整理する。
			水利使用料	

		補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
		賃借料	借地、借家料、道路占用料、水面使用料、路線使用料、電柱敷地料、線下補償料、計器使用料、設備賃借料、雑賃借料等水力発電のために他の者の資産を使用した場合の賃借料をいう。
		報償費	報償金、奨励金等
		委託費	大規模点検引当金に引き当てた場合は、大規模点検引当金に整理する。
		損害保険料	自家保険引当額を含む。
		交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
		分担金	共有の相手方に支払った分担金をいう。
		負担金	
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
		諸税	
		減価償却費	普通償却と特別償却とに区分し整理する。
		固定資産除却損	
		固定資産除却費用	
	一般管理費		水力発電費の節に準ずる。
		給料手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	
		修繕費	
		補償費	
		賃借料	
		諸費	
		諸税	
		報償費	報償金、奨励金等
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却損	
		固定資産除却費用	
	営業外費用		
		支払利息	
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		消費税	
		雑損失	
		事業外固定資産管理費	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		風力発電調査費	
		その他の雑損失	

特別損失			
	固定資産売却損		
	減損損失		
	災害による損失		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				「水力発電設備」から「業務設備」までの各科目には電気事業の用に供する固定資産で現にか動しているもの並びに現にか動してはいなくとも電気事業の円滑な運営を図るために必要な準備の限度内であって「休止設備」及び「貸付設備」に属さないものを整理する。
	有形固定資産			
		水力発電設備		発電所別に整理する。ただし、1発電所に所属しないものは単独に項別に整理する。
			土地	土地の取得に関して要した買収代及び整地費(建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。)、周旋料、消耗品費等諸係費をいう。
			建物	建物の取得に関して要した工事費(基礎工事費及び付属設備工事費を含む。)、材料代、買収代(買収建物を使用するために要した修繕費、模様替改造等の諸係費を含む。)、人夫費、消耗品費、整地費(土地に整理されるものを除く。)、周旋料等をいう。
			水路	基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費等その他諸係費を含む。
			貯水池(又は調整池)	「水路」に整理されるものを除く。
			機械装置	運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。
			諸装置	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であって、上記の各節に該当しないものをいう。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。
			備品	耐用年数が1年以上であって取得価格又は製作価格が10万円以上のものをいう。
			共有設備	
			リース資産	有形固定資産(建設仮勘定を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
			減価償却累計額	
		業務設備		水力発電設備の同目及び節に準ずる。
			土地	
			建物	
			諸装置	

		備品	
		リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		減価償却累計額	
	事業外固定資産		電気事業又は附帯事業の用に供さないことが確定した設備をいう。
		(何)	
		減価償却累計額	
	建設仮勘定		建設又は改良のための支出金を整理する。
		(何)	
	無形固定資産		
		電話加入権	
		電信電話専用施設利用権	
	投資その他の資産		
		投資有価証券	
		他会計貸付金	
		工業用水道事業会計	
		工業用地造成事業会計	
		その他の投資	
流動資産			
		現金預金	
		現金	
		預金	契約期間1年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金は別に整理する。
		営業未収入金	
		電力料未収入金	
		営業雑収益未収入金	
		諸未収入金	「営業未収入金」以外の未収入金をいう。
		未収入消費税還付金	
		雑口	
		貯蔵品	物品別又は種類別及び品質別に区分し、かつ単価を附して整理する。
		一般貯蔵品	
		油脂類特殊品	
		前払金	
		工事代	
		物品代	
		前払消費税	
		雑口	
		前払費用	1年以内に費用となるものをいう。
		水利使用料	
		賃借料	
		損害保険料	
		支払利息	
		前渡金及び概算金	
		雑口	
		仮払消費税	
		その他の流動資産	流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札保証金、契約保証金等(短期間のもの)
		仮払金	

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			
			一般会計	
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	引当金			
		退職給付引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
		大規模点検引当金		
流動負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債。
	未払金			
		請負代		
		物品代		
		未払消費税		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払給与手当		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
		大規模点検引当金		
	預り金			
	仮受消費税			
	その他の流動負債			
		仮受金		
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	長期前受金収益化累計額			

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		国庫補助金		
		その他の資本剰余金		贈与を受けた財産の評価額、寄附金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		建設改良積立金		
		中小水力発電開発改良積立金		
		利益積立金		
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

工業用水道事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益		
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		国庫補助金		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			当年度の計上収益から除外すべき収益をいう。
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		
			賞与引当金戻入益	
			法定福利費引当金戻入益	
			その他の特別利益	

2 費用

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用				
	営業費用			
		業務費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時使用する人夫等に対する給与をいう。(厚生費を含む。)
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、燃料費、潤滑油脂費、図書費、被服費、雑用品費(その他の消耗品費)等に区分し整理する。(耐用年数1年以内又は10万円未満)
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。

	補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
	賃借料	
	報償費	報償金、奨励金等
	委託費	
	損害保険料	
	動力費	機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
	薬品費	沈でん及び滅菌に用する薬品費を整理する。
	分担金	
	負担金	
	交付金	
	諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、手数料、諸手数料等に区分整理する。
	諸税	
一般管理費		業務費の節に準ずる。
	給料手当	
	退職給付費	
	法定福利費	
	厚生福利費	
	貸金	
	消耗品費	
	修繕費	
	補償費	
	賃借料	
	諸費	
	諸税	
	報償費	報償金、奨励金等
	委託費	
	損害保険料	
	研究養成費	
減価償却費		
	有形固定資産減価償却費	
	無形固定資産減価償却費	
資産減耗費		
	固定資産除却費	有形固定資産の除却費、廃棄損、撤去費等をいう。
	たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質、滅失、除却費等をいう。
営業外費用		
	支払利息	
	企業債利息	
	他会計借入金利息	
	一時借入金利息	
	固定資産売却損	
	過年度損益修正損	
	消費税	
	雑支出	
	不用品売却原価	
	その他の雑支出	
特別損失		当年度の計上収益から除外すべき損失をいう。
	固定資産売却損	
	減損損失	
	災害による損失	
	過年度損益修正損	
	その他の特別損失	
予備費		

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				
	有形固定資産			
		土地		用途別に記載した土地の取得に要した費用。例えば買収費、整地費、建物又は構築物に直接関係あるものを除く。)、測量費、手数料を整理する。
			事務所用土地	事務所のために用いる土地
			施設用土地	施設のために用いる土地(施設に所属する事務所、倉庫、公舎等の土地を含む。)
			公舎宿舎用土地	公舎、宿舎のために用いる土地
			その他土地	
		建物		構造別にし、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の付属設備を含み、建物取得に要した買収費、工事費、整地費、手数料等に区分する。
			事務所用建物	本庁舎、営業所等もつばら事務所の用に供される建物
			施設用建物	施設の用に供されている建物
			公舎宿舎用建物	公舎、宿舎の用に供されている建物
			その他建物	
		建物減価償却累計額		
			事務所用建物減価償却累計額	
			施設用建物減価償却累計額	
			公舎宿舎用建物減価償却累計額	
			その他建物減価償却累計額	
		構築物		土地に定着する土木施設工作物等をいう。
			取水設備	
			貯水設備	
			導水設備	
			浄水設備	
			送水設備	
			配水設備	
			その他構築物	
		構築物減価償却累計額		
			取水設備減価償却累計額	
			貯水設備減価償却累計額	
			導水設備減価償却累計額	
			浄水設備減価償却累計額	
			送水設備減価償却累計額	
			配水設備減価償却累計額	
			その他構築物減価償却累計額	
		機械及び装置		
			電気設備	電動機、変圧器、配電器、受電設備をいう。
			内燃設備	自家発電のための内燃設備をいう。

		ポンプ設備	ポンプに直結し、分離しがたい電動機等を含む。
		量水器	直接需要者の用に供する量水用計器をいう。
		その他機器装置	
	機械及び装置減価償却累計額		
		電気設備減価償却累計額	
		内燃設備減価償却累計額	
		ポンプ設備減価償却累計額	
		量水器減価償却累計額	
		その他機器装置減価償却累計額	
	車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具をいう。ただし一品の取得価格が10万円未満で、かつ耐用年数が1年未満のものは除く。
	車両運搬具減価償却累計額		
	工具機器及び備品		機械及び装置の付属設備に含まれない工具及び備品で、一組又は一品目の取得価格が10万円以上であり、かつ耐用年数が1年以上のものをいう。
	工具機器及び備品減価償却累計額		
	共有設備		
	共有設備減価償却累計額		
	リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価償却累計額		
	建設仮勘定		建設又は改良のための支出金を整理する。
	その他の有形固定資産		
	その他の有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産		
		水利権	河川法第23条に規定する権利をいう。
		地上権	民法第269条に規定する権利をいう。
		施設利用権	電気事業者又はガス事業者にたいして、これらの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用する権利をいう。
		ダム使用权	
		電話加入権	
	投資その他の資産		
		投資有価証券	
		他会計貸付金	
		電気事業会計	
		工業用地造成事業会計	
		その他の投資	
	流動資産		
		現金預金	
		現金	
		預金	契約期間1年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金別に整理する。
		営業未収入金	
		給水収益未収入金	水道料金の未収入金をいう。

		営業雑収益未収入金	
営業外未収入金			
		未収利息	
		未収消費税還付金	
		雑未収入金	
貯蔵品			
		材料	
		不用品	
		薬品	
		消耗工具器具及び備品	一組又は一品目の取得価格が、10万円未満で、かつ耐用年数1年未満の貯蔵中のものをいう。
		事務用品	貯蔵中の文具、用紙等の事務用品をいう。
		雑口	上記以外のものをいう。
前払金			
		工事代	
		物品代	
		前払消費税	
		雑口	
前払費用			1年以内に費用となるものをいう。
		未経過水利使用料	
		未経過賃借料	
		未経過支払利息	
		前渡金及び概算金	
短期貸付金			契約期間1年未満のものをいう。ただし職員に対する貸付は除く。
仮払消費税			
その他の流動資産			流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札補償、契約補償のため預かった有価証券を含む。この科目に整理されたものの金額が資産総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す科目をもって記載する。

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	引当金			将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
		退職給付引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	その他の固定負債			固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるものうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
		長期預り金		

		その他の固定負債		
流動負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債。
	未払金			契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払いの終わらないものをいう。(未払費用に属するものを除く。)
		請負代		
		物品代		
		未払消費税		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払給与手当		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	前受金			他から前受した額をいう。
	その他預り金			他から預かった金銭等の債務に係るもので、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内のものをいう。
	仮受消費税			
	その他の流動負債			流動負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるもののうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	長期前受金収益化累計額			

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		国庫補助金		
		工事負担金		
		受贈財産評価額		
		受託金		
		その他の資本剰余金		寄付金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		建設改良積立金		
		(何)積立金		目的別に科目を設ける。
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

工業用地造成事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		雑収益		
			有価証券売却益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		
			賞与引当金戻入益	
			法定福利費引当金戻入益	
			その他の特別利益	

2 費用

款	項	目	節	備考
造成事業費用				
	営業費用			
		土地売却原価		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事費		
		維持管理費		
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料の購入費等をいう。
			報償費	報償金、奨励金等
			委託費	
			土地整備費	土地整備工事及び土地整備工事に係る補償費等をいう。
		一般管理費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	維持管理費の節に準ずる。
			補償費	
			賃借料	
			報償費	報償金、奨励金等

			委託費	
			損害保険料	
			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
			諸税	
			研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
		資産減耗費	たな卸資産減耗費	低価法による評価損
		その他の営業費用		
営業外費用				
		支払利息		
			企業債利息	
			他会計借入金利息	
			一時借入金利息	
		雑支出		
			不用品売却原価	
			その他の雑支出	
		その他の営業外費用		
特別損失				
		減損損失		
		災害による損失		
		過年度損益修正損		
		その他の特別損失		
予備費				

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				
	無形固定資産			
		電話加入権		
		その他の無形固定資産		上記以外の無形固定資産をいい、種類ごとに資産を示す科目をもって記載する。ただし、種類ごとに科目をもって記載することが適当でないものについては、節において区分する。
	投資その他の資産			
		投資有価証券		
		他会計貸付金		
			電気事業会計	
			工業用水道事業会計	
		その他の投資		上記以外の投資をいう。
造成土地				
	完成土地			
		完成土地(何地区土地)		
	未成土地(何地区土地)			
		補償費		
		土地費		
			買収費	
			補償費	
		造成費		
		附帯費		
		調査費		
		仮設費		土地、建物、備品、動力設備(動力費を含む。)、運搬設備、機械装置、諸設備、売却収入(貸方)等に区分する。

	建設利息		建設資金に充てるため他から借入れた資金の利息をいう。
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
	総係費		
		給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
		退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
		法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	什器用具費、事務用品費、図書費、被服費、燃料費、光熱水費、雑用品費等に区分し整理する。
		修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給資材、修繕のため支出した賃金、補償費、消耗品費の諸係費及び自己の材料等をいう。
		補償費	
		賃借料	
		報償費	報償金、奨励金等
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	
		交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
		諸税	
		研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
		未成土地収入(貸方)	
流動資産			
	現金預金		
		現金預金	
		現金	
		預金	契約期間一箇年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金別に整理する。
	営業未収入金		
		造成土地未収入金	造成土地売却代金の未収入金をいう。
		受託工事未収入金	受託工事に係る未収入金をいう。
		営業雑未収入金	
	営業外未収入金		本来の営業活動によらない未収入金をいう。
		未収利息	
		雑未収入金	不用物品売却代金等上記以外の未収入金をいう。
	前払金		
		工事代	
		物品代	
		その他の前払金	

前払費用			一年以内の費用となるものをいう。
	前渡金及び概算金		
短期貸付金			契約期間一箇年未満のものをいう。ただし、職員に対する貸付金は除く。
その他の流動資産			流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札保証、契約保証のため預かった有価証券を含む。この科目に整理された金額が資産総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す科目をもって記載する。

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			1年以内に返済期限の到来する他の会計から繰り入れた借入金を除く。
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用水道事業会計	
	引当金			将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
		退職給付引当金		
		(何)引当金		引当金の性格を示す科目を付す。
	長期前受金			1年以内に債務が履行されるものを除く。
	その他の固定負債			固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるもののうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
		長期預り金		
		その他の固定負債		
流動負債				
	短期借入金			契約期間一箇年未満の借入金をいう。借入先別に整理する。
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債。
	他会計借入金			1年以内に返済期限の到来する他の会計から繰り入れた借入金。
	未払金			契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払の終らないものをいう。(未払費用に属するものを除く。)
		請負代		
		物品代		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払工事費		
		未払給料手当		
		未払利息		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		

前受金			他から前受した額をいう。
預り金			他から預った金銭等の債務に係るもので、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内のものをいう。
その他の流動負債			流動負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるもののうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		受贈財産評価額		
		その他の資本剰余金		寄付金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		利益積立金		
		土地造成積立金		
		(何)積立金		目的別に科目を設ける。
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県企業局臨時職員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福岡県企業管理者 家守良明

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県企業局臨時職員規程の一部を改正する規程

福岡県企業局臨時職員規程（昭和三十七年福岡県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

本規程中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、令和二年四月一日以降に任用される臨時的任用の職員に適用する。

福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福岡県企業管理者 家守良明

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和四十八年福岡県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「ホ 臨時職員」の下に「又は会計年度任用職員」を加える。

別表（第三條関係）中、

交際費、会議費	四〇万円以上 一〇万円未満	
---------	------------------	--

を

交際費、会議費

一〇万円以上

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福岡県企業管理者 家守良明

福岡県企業局管理規程第四号

福岡県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

福岡県企業局職員被服貸与規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式の備考中「~~ロ~~」を「~~ロ~~」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県工業用水道管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福岡県企業管理者 家守良明

福岡県企業局管理規程第五号

福岡県工業用水道管理規程の一部を改正する規程

福岡県工業用水道管理規程（昭和四十二年福岡県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三條様式第一号から様式第四号の備考中「~~日本工業規格B列5番~~」を「~~日本産業規格A列4番~~」に改める。

第七條様式第五号の備考中「~~日本工業規格B列4番~~」を「~~日本産業規格A列4番~~」に改める。

第七條様式第六号及び第八條様式第七号の備考中「~~日本工業規格B列5番~~」を「~~日本~~」に改める。

産業規格A列4番」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。